

平成 30 年 5 月 22 日
商 工 中 金

危機対応準備金の一部国庫納付及び危機対応準備金減額について

当金庫は、平成 30 年 5 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 30 年 6 月 21 日に開催を予定している定時株主総会に、危機対応準備金の一部国庫納付及び危機対応準備金減額について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 危機対応準備金について

当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法附則第 2 条の 6 に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第 2 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 43 条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第 2 条の 8 及び第 2 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 45 条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

2. 危機対応準備金の一部国庫納付及び危機対応準備金減額の内容

危機対応準備金につきましては、平成 30 年 3 月 31 日時点での危機対応融資残高等を勘案いたしまして、その一部である 15,000,000,000 円を国庫納付しても危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているものと認め、平成 31 年 3 月 29 日（予定）に、同額を国庫納付することといたします。

併せて、平成 31 年 3 月 29 日（予定）を効力発生日として、危機対応準備金の額 150,000,000,000 円を 15,000,000,000 円減少させ、135,000,000,000 円といたします。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



3. 危機対応準備金減額の日程

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 30 年 5 月 22 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 30 年 6 月 21 日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成 30 年 7 月 23 日 (予定) |
| (4) 危機対応準備金減額の効力発生日 | 平成 31 年 3 月 29 日 (予定) |